

第15号議案

加東市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件

加東市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市事務分掌条例の一部を改正する条例

加東市事務分掌条例（平成18年加東市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を設ける。

秘書室

まちづくり政策部

総務財政部

市民協働部

健康福祉部

産業振興部

都市整備部

上下水道部

（事務分掌）

第2条 各部等の事務分掌は、次のとおりとする。

秘書室

(1) 秘書及び渉外に関すること。

(2) 広報及び広聴に関すること。

まちづくり政策部

- (1) 市政の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 組織及び行財政改革に関すること。
- (3) 公共交通に関すること。
- (4) 地域創生に関すること。
- (5) 定住・移住促進に関すること。
- (6) ケーブルテレビに関すること。
- (7) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (8) 他の部等の主管に属さない事項に関すること。

総務財政部

- (1) 市議会及び行政一般に関すること。
- (2) 文書及び法規に関すること。
- (3) 財政に関すること。
- (4) 情報管理に関すること。
- (5) 市有財産の管理及び契約に関すること。
- (6) 公共施設適正化に関すること。
- (7) 税に関すること。
- (8) 防災に関すること。
- (9) 交通安全及び防犯に関すること。

市民協働部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 総合窓口に関すること。
- (3) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (4) 後期高齢者医療及び福祉医療に関すること。
- (5) 環境保全に関すること。
- (6) 消費生活に関すること。
- (7) 廃棄物処理及び清掃に関すること。
- (8) 市民協働に関すること。
- (9) 人権施策及び男女共同参画に関すること。

健康福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 介護保険に関すること。
- (3) 地域医療に関すること。
- (4) 保健衛生に関すること。

産業振興部

- (1) 農林業に関すること。
- (2) 農業土木に関すること。
- (3) 商工観光に関すること。

都市整備部

- (1) 都市計画及び開発指導に関すること。
- (2) 住宅に関すること。
- (3) 地籍調査に関すること。
- (4) 道路及び橋梁^{りょう}に関すること。
- (5) 河川その他の土木に関すること。
- (6) 公園及び緑地に関すること。

上下水道部

- (1) 下水道に関すること。

第3条中「による部」を「による部等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(加東市職員定数条例の一部改正)
- 2 加東市職員定数条例（平成18年加東市条例第23号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「280人」を「250人」に改め、同条第3号中「65人」を「95人」に改め、同条第4号中「6人（うち兼務3人）」を「10人（兼務）」に改め、同条第5号及び第6号中「3人」を「5人」に改め、同条第7号中「4人」を「5人（兼務）」に改め、同条第8号中「3人」を「5人」に改め、同条中「578人」を「589人」に、「18人」を「36人」に改める。
(加東市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 3 加東市特別職報酬等審議会条例（平成18年加東市条例第40号）の一部を次のように改正する。
第7条中「総務部総務課」を「まちづくり政策部人事課」に改める。
(加東市都市計画審議会条例の一部改正)
- 4 加東市都市計画審議会条例（平成18年加東市条例第106号）の一部を次のように改正する。
第8条中「地域創造部まち未来課」を「都市整備部都市政策課」に改める。
(加東市人権問題審議会条例の一部改正)

5 加東市人権問題審議会条例（平成18年加東市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会人権教育課」を「市民協働部人権協働課」に改める。

（加東市防災会議条例の一部改正）

6 加東市防災会議条例（平成18年加東市条例第137号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第6号中「部内」を「部等内」に改める。

（加東市総合計画審議会条例の一部改正）

7 加東市総合計画審議会条例（平成18年加東市条例第218号）の一部を次のように改正する。

第8条中「協働部企画協働課」を「まちづくり政策部企画政策課」に改める。

（加東市子ども・子育て会議条例の一部改正）

8 加東市子ども・子育て会議条例（平成25年加東市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条中「福祉部子育て支援課」を「教育委員会事務局こども未来部こども教育課」に改める。

（加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

9 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年加東市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号及び第3号中「部内」を「部等内」に改める。

（加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

10 加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年加東市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

第4条第2項及び第3項中「機関」を「執行機関」に改める。

第5条第1項中「第1欄に掲げる機関」を「第1欄に掲げる情報照会機関」に、「機関に対し」を「情報提供機関に対し」に、「機関が当該個人情報」を「情報提供機関が当該特定個人情報」に改める。

別表第1及び別表第2機関の項中「機関」を「執行機関」に改める。

(加東市行政不服審査法施行条例の一部改正)

11 加東市行政不服審査法施行条例（平成28年加東市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条中「総務部総務課」を「総務財政部総務財政課」に改める。

第15号議案 要旨

加東市事務分掌条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

社会潮流や行政需要の変化に的確に対応できる、第2次総合計画と連動した組織体制を構築し、事務効率や市民サービスの向上をはじめ、効率的かつ効果的なまちづくりを進めるため、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 加東市事務分掌条例の一部改正（本則関係）

ア 部の名称の変更及び秘書室を設置すること。

イ 部の事務分掌の変更及び秘書室の事務分掌を定めること。

(2) 加東市職員定数条例の一部改正（附則第2項関係）

ア 市長の事務部局の職員「280人」を「250人」に変更すること。

イ 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員「65人」を「95人」に変更すること。

ウ 選挙管理委員会の事務部局の職員「6人（うち兼務3人）」を「10人（兼務）」に変更すること。

エ 監査委員の事務部局の職員「3人（兼務）」を「5人（兼務）」に変更すること。

オ 公平委員会の事務部局の職員「3人（兼務）」を「5人（兼務）」に変更すること。

カ 農業委員会の事務部局の職員「4人」を「5人（兼務）」に変更すること。

キ 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員「3人（兼務）」を「5人（兼務）」に変更すること。

ク 「合計578人（うち兼務18人）」を「合計589人（うち兼務36人）」に変更すること。

(3) 加東市特別職報酬等審議会条例の一部改正（附則第3項関係）

「総務部総務課」を「まちづくり政策部人事課」に変更すること。

(4) 加東市都市計画審議会条例の一部改正（附則第4項関係）

「地域創造部まち未来課」を「都市整備部都市政策課」に変更すること。

(5) 加東市人権問題審議会条例の一部改正（附則第5項関係）

「教育委員会人権教育課」を「市民協働部人権協働課」に変更すること。

(6) 加東市防災会議条例の一部改正（附則第6項関係）

秘書室の設置に伴い、「部内」を「部等内」に変更すること。

(7) 加東市総合計画審議会条例の一部改正（附則第7項関係）

- 「協働部企画協働課」を「まちづくり政策部企画政策課」に変更すること。
- (8) 加東市子ども・子育て会議条例の一部改正（附則第8項関係）
「福祉部子育て支援課」を「教育委員会事務局こども未来部こども教育課」に変更すること。
- (9) 加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（附則第9項関係）
秘書室の設置に伴い、「部内」を「部等内」に変更すること。
- (10) 加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（附則第10項関係）
所要の規定の追加及びその他文言を整理すること。
- (11) 加東市行政不服審査法施行条例の一部改正（附則第11項関係）
「総務部総務課」を「総務財政部総務財政課」に変更すること。

3 施行期日 平成30年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市事務分掌条例の一部改正（本則関係）</p> <p>（設置）</p> <p><u>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</u></p> <p><u>協働部</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p><u>市民生活部</u></p> <p><u>福祉部</u></p> <p><u>地域創造部</u></p> <p><u>まち・農整備部</u></p> <p><u>上下水道部</u></p> <p>（事務分掌）</p> <p><u>第2条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>協働部</u></p> <p><u>(1) 市民協働に関すること。</u></p> <p><u>(2) 秘書及び渉外に関すること。</u></p> <p><u>(3) 広報及び広聴に関すること。</u></p> <p><u>(4) 市政の総合企画及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(5) 組織及び行政改革に関すること。</u></p>	<p>（設置）</p> <p><u>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部等を設ける。</u></p> <p><u>秘書室</u></p> <p><u>まちづくり政策部</u></p> <p><u>総務財政部</u></p> <p><u>市民協働部</u></p> <p><u>健康福祉部</u></p> <p><u>産業振興部</u></p> <p><u>都市整備部</u></p> <p><u>上下水道部</u></p> <p>（事務分掌）</p> <p><u>第2条 各部等の事務分掌は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>秘書室</u></p> <p><u>(1) 秘書及び渉外に関すること。</u></p> <p><u>(2) 広報及び広聴に関すること。</u></p> <p><u>まちづくり政策部</u></p> <p><u>(1) 市政の総合企画及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 組織及び行財政改革に関すること。</u></p>

- (6) ケーブルテレビに関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 交通安全及び防犯に関すること。
- (9) 他の部の主管に属さない事項に関すること。

総務部

- (1) 市議会及び行政一般に関すること。
- (2) 文書及び法規に関すること。
- (3) 情報管理に関すること。
- (4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (5) 予算に関すること。
- (6) 市有財産の管理に関すること。
- (7) 税に関すること。

市民生活部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。
- (2) 総合窓口に関すること。
- (3) 国民健康保険に関すること。
- (4) 後期高齢者医療保険に関すること。
- (5) 国民年金に関すること。
- (6) 医療助成に関すること。
- (7) 消費生活に関すること。
- (8) 環境保全に関すること。
- (9) 廃棄物処理及び清掃に関すること。
- (10) 保健衛生に関すること。

- (3) 公共交通に関すること。
- (4) 地域創生に関すること。
- (5) 定住・移住促進に関すること。
- (6) ケーブルテレビに関すること。
- (7) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (8) 他の部等の主管に属さない事項に関すること。

総務財政部

- (1) 市議会及び行政一般に関すること。
- (2) 文書及び法規に関すること。
- (3) 財政に関すること。
- (4) 情報管理に関すること。
- (5) 市有財産の管理及び契約に関すること。
- (6) 公共施設適正化に関すること。
- (7) 税に関すること。
- (8) 防災に関すること。
- (9) 交通安全及び防犯に関すること。

市民協働部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (2) 総合窓口に関すること。
- (3) 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- (4) 後期高齢者医療及び福祉医療に関すること。
- (5) 環境保全に関すること。
- (6) 消費生活に関すること。

福祉部

- (1) 社会福祉に関する事。
- (2) 子育て支援に関する事。
- (3) 介護保険に関する事。

地域創造部

- (1) 地域創生に関する事。
- (2) 開発指導に関する事。
- (3) 都市計画に関する事。
- (4) 農林業に関する事。
- (5) 商工観光に関する事。

まち・農整備部

- (1) 道路及び橋梁に関する事。
- (2) 河川その他の土木に関する事。
- (3) 農業土木に関する事。
- (4) 都市整備に関する事。
- (5) 公園及び緑地に関する事。
- (6) 公営住宅、建築及び営繕に関する事。

上下水道部

- (1) 下水道に関する事。

(細則)

第3条 前条の規定による部 の内部の事務分掌は、規則で定める。

- (7) 廃棄物処理及び清掃に関する事。
- (8) 市民協働に関する事。
- (9) 人権施策及び男女共同参画に関する事。

健康福祉部

- (1) 社会福祉に関する事。
- (2) 介護保険に関する事。
- (3) 地域医療に関する事。
- (4) 保健衛生に関する事。

産業振興部

- (1) 農林業に関する事。
- (2) 農業土木に関する事。
- (3) 商工観光に関する事。

都市整備部

- (1) 都市計画及び開発指導に関する事。
- (2) 住宅に関する事。
- (3) 地籍調査に関する事。
- (4) 道路及び橋梁^{りょう}に関する事。
- (5) 河川その他の土木に関する事。
- (6) 公園及び緑地に関する事。

上下水道部

- (1) 下水道に関する事。

(細則)

第3条 前条の規定による部等^らの内部の事務分掌は、規則で定める。

○加東市職員定数条例の一部改正（附則第2項関係）

（定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 市長の事務部局の職員 280人
- (2) (略)
- (3) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校
その他の教育機関の職員 65人
- (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人（うち兼務3人）
- (5) 監査委員の事務部局の職員 3人（兼務）
- (6) 公平委員会の事務部局の職員 3人（兼務）
- (7) 農業委員会の事務部局の職員 4人
- (8) 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員 3人（兼務）
- (9) (略)

合計 578人（うち兼務18人）

○加東市特別職報酬等審議会条例の一部改正（附則第3項関係）

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

○加東市都市計画審議会条例の一部改正（附則第4項関係）

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、地域創造部まち未来課において処理する。

（定数）

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 市長の事務部局の職員 250人
- (2) (略)
- (3) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校
その他の教育機関の職員 95人
- (4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 10人（兼務）
- (5) 監査委員の事務部局の職員 5人（兼務）
- (6) 公平委員会の事務部局の職員 5人（兼務）
- (7) 農業委員会の事務部局の職員 5人（兼務）
- (8) 固定資産評価審査委員会の事務部局の職員 5人（兼務）
- (9) (略)

合計 589人（うち兼務36人）

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、まちづくり政策部人事課において処理する。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、都市整備部都市政策課において処理する。

○加東市人権問題審議会条例の一部改正（附則第5項関係）

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、教育委員会人権教育課において処理する。

○加東市防災会議条例の一部改正（附則第6項関係）

（会長及び委員）

第3条 （略）

2～5 （略）

6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)～(5) （略）

(6) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(7)～(12) （略）

7・8 （略）

○加東市総合計画審議会条例の一部改正（附則第7項関係）

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、協働部企画協働課において処理する。

○加東市子ども・子育て会議条例の一部改正（附則第8項関係）

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉部子育て支援課において処理する。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、市民協働部人権協働課において処理する。

（会長及び委員）

第3条 （略）

2～5 （略）

6 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)～(5) （略）

(6) 市長がその部等内の職員のうちから指名する者

(7)～(12) （略）

7・8 （略）

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、まちづくり政策部企画政策課において処理する。

（庶務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、教育委員会事務局こども未来部こども教育課において処理する。

○加東市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（附則第9項関係）

（職員の任期を定めた採用）

第2条 （略）

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) （略）

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4)・(5) （略）

○加東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供

（職員の任期を定めた採用）

第2条 （略）

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部等内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) （略）

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部等内で確保することが一定の期間困難である場合

(4)・(5) （略）

に関する条例の一部改正（附則第10項関係）

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関____は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関____が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の機関____は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関____が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の

（個人番号の利用範囲）

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。）が同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の

個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該個人情報__を提供することにより行うものとする。

2 (略)

別表第1 (第4条関係)

機関	事務
(略)	(略)

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)

○加東市行政不服審査法施行条例の一部改正 (附則第11項関係)

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 (略)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の第1欄に掲げる情報照会機関が、同表の第3欄に掲げる情報提供機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる情報提供機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

2 (略)

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事務
(略)	(略)

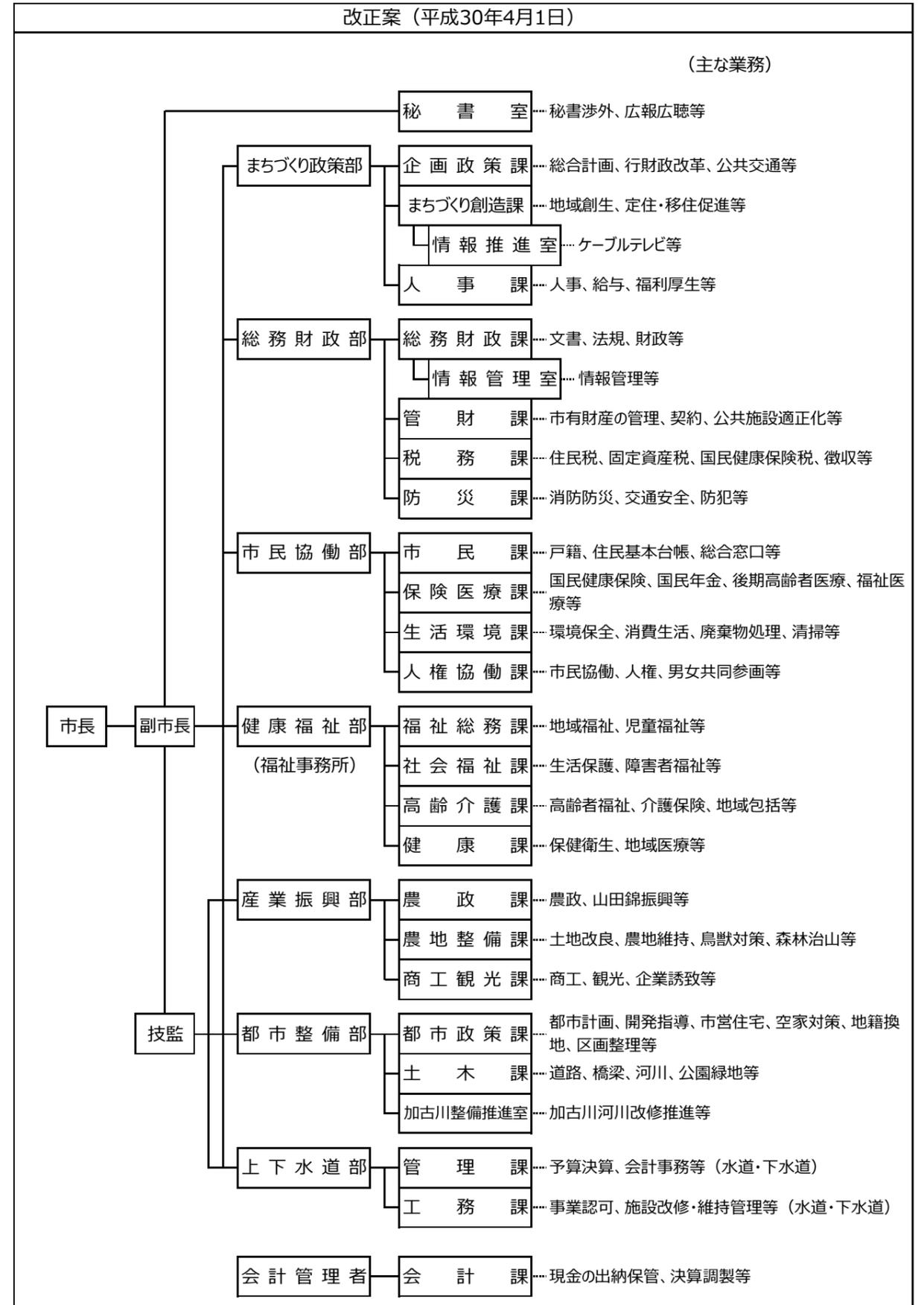
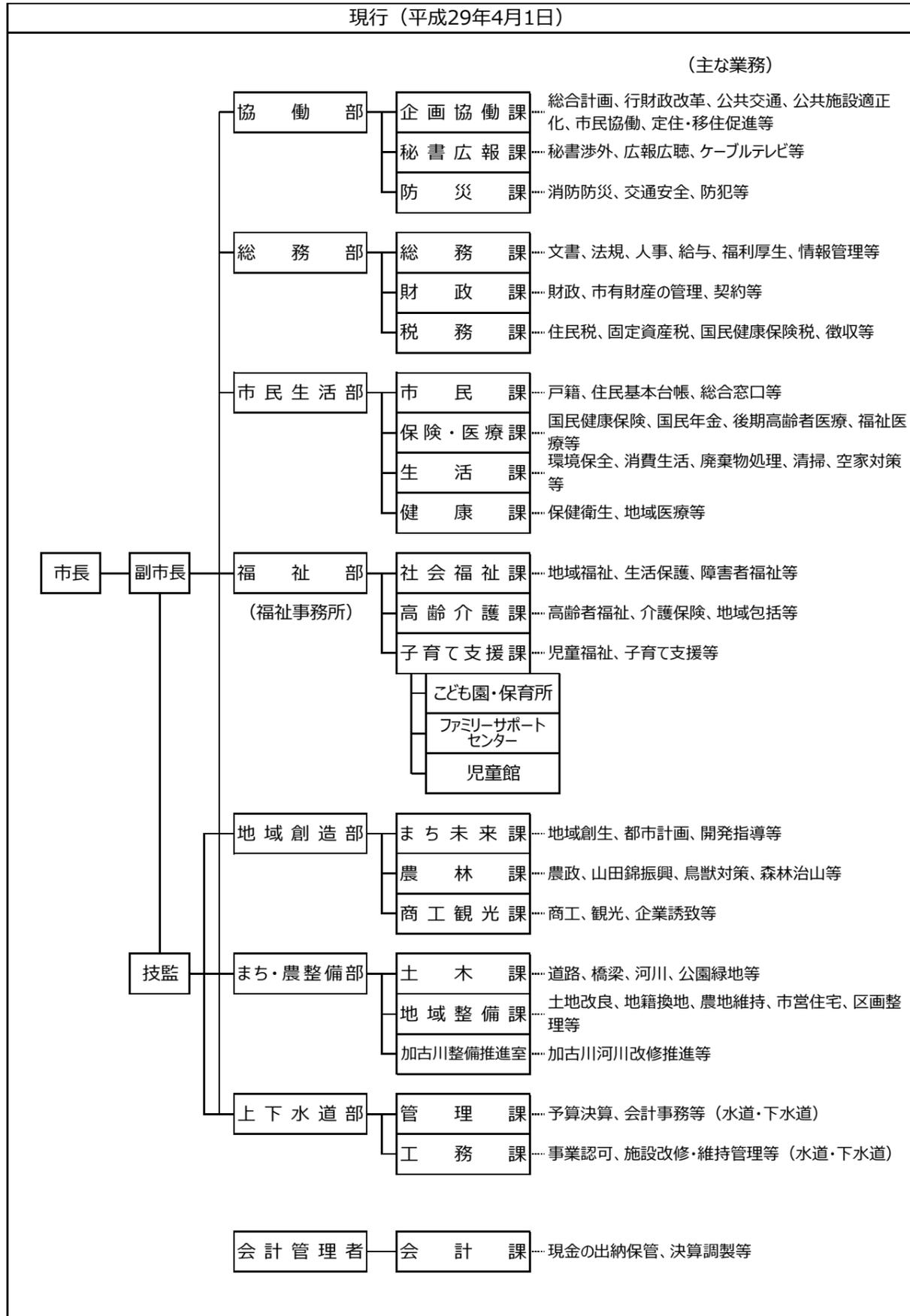
別表第2 (第4条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)

(庶務)

第11条 審査会の庶務は、総務財政部総務財政課において処理する。

加東市組織図 新旧対照表



加東市組織図 新旧対照表

